

## 入札公告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、下記により公告する。

令和元年（2019年）5月27日

下関市上下水道事業管理者  
上下水道局長 松崎 淳志

- 1 件名  
活性炭（彦島終末処理場）1式
- 2 納入場所  
下関市上下水道局 彦島終末処理場
- 3 仕様等  
別紙「仕様書」のとおり
- 4 納入期限  
令和元年7月31日まで
- 5 入札条件  
本物品の入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
  - (2) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿で業種（中分類）の「薬品・検査用品」に登録され、地域区分が「市内」「準市内1」「準市内2」の何れかであること。
  - (3) この公告の日から本物品の入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受

け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。) でないこと。

(5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

## 6 申請方法

下関市上下水道局物品購入に係る条件付一般競争入札実施要領に定める入札参加資格確認申請書(物品購入)(様式第1号)を下関市上下水道局経営管理課にファクシミリを使用して申請すること。

(FAX 番号083-231-3338)

## 7 申請書提出期限

令和元年5月27日(月)午前9時から

令和元年5月31日(金)午後5時まで

## 8 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、令和元年6月3日(月)までにファクシミリにより通知する。承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

## 9 質問の方法

ファクシミリによること。(FAX 番号083-231-3338)

質問の期限は、令和元年6月5日(水)午後5時までとする。

質問の回答は、後日速やかに入札参加者全員に回答する。

## 10 契約条項を示す場所及び日時

### (1) 契約条項を示す場所

下関市上下水道局経営管理課

### (2) 日時

令和元年5月27日(月)午前9時から

令和元年5月31日(金)午後5時まで

## 11 入札日時等

(1) 入札日時 令和元年6月7日(金)午前10時45分

(2) 入札場所 下関市上下水道局 入札室

## 12 入札保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

## 13 契約保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、下関市上下水道局会計規程第

193条の規定に該当する場合は免除とする。

#### 14 入札書に記載する金額

落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額）の108分の100に相当する金額を記載すること。

#### 15 その他

- (1) 入札参加申請を行った者のうち、入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を下関市上下水道局経営管理課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札及び下関市上下水道局物品購入契約に係る入札心得等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 入札参加者が入札日までに入札条件を満たさなくなったときは、その者のした入札は無効とする。
- (5) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (6) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (7) 初度入札において落札候補者がいない場合は、再度入札を行う。再度入札は、2回までとする。
- (8) 同等品で応札する場合は、入札日の前日までに、経営管理課において同等品の確認を受けること。
- (9) 入札書等の契約に関する書類の作成にあたっては、消せるボールペンは使用しないこと。

# 仕様書

- 1 件 名 活性炭（彦島終末処理場）1式
- 2 納入場所 下関市上下水道局 彦島終末処理場  
下関市彦島福浦町一丁目28番31号
- 3 納入期限 令和元年7月31日まで
- 4 材料仕様
- ・酸性用活性炭（白鷺GH2xシリーズ同等品）
  - ・塩基性用活性炭（白鷺GTsxシリーズ同等品）
  - ・中性用活性炭（白鷺GS2xシリーズ同等品）
- 吸着塔:カートリッジ式
- 寸 法: 酸性用 W1, 400mm×L1, 400mm×H360mm×2基  
塩基性用 W1, 400mm×L1, 400mm×H360mm×2基  
中性用 W1, 400mm×L1, 400mm×H381mm×2基
- 5 数 量 酸性用活性炭 580kg  
塩基性用活性炭 850kg  
中性用活性炭 650kg
- 6 作業内容 新活性炭の搬入及び活性炭吸着塔への入替作業
- ・活性炭吸着塔からの活性炭カートリッジの取り外し
  - ・使用済み活性炭の抜き取り及び新活性炭の充填
  - ・充填済活性炭カートリッジの取り付け
  - ・使用済み活性炭の再生工場への運搬
  - ・回収した活性炭の劣化診断及び報告書の作成
- 7 提出書類
- ・納品書 1式
  - ・報告書(劣化診断結果及び再生利用したことを証明するもの) 1式
  - ・納入活性炭成分表 1式
  - ・その他発注者が指示するもの
- 8 注意事項
- ・関係各種法令を厳守し、安全に作業を行うこと。
  - ・ポンプ場の運転に支障を与えないこと。
  - ・業務に必要な機材は受注者の負担とする。
  - ・納品日等については、事前に発注者との打合せにより決めること。
  - ・新活性炭の余剰分が発生したときは、10kg袋に密閉し、南風泊中継ポンプ場内に搬入すること。
  - ・使用済み活性炭は、再生利用すること。
  - ・本仕様書に定めのない事項で疑義が生じた場合、双方協議のうえで定めるものとする。